

○流山市都市計画審議会条例

平成12年3月27日条例第14号

改正：平成19年3月26日条例第14号

平成23年7月 8日条例第17号

(設置)

第1条 市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により、流山市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が定める都市計画について、調査及び審議を行うこと。
- (2) 市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について、調査及び審議を行うこと。
- (3) 都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議すること。
- (4) その他市長が都市計画上必要と認める事項について、調査及び審議を行うこと。

(委員及び定員)

第3条 審議会の委員は、市長が任命する。

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充て、その定員は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学識経験のある者 7人以内
- (2) 流山市議会の議員 4人以内
- (3) 関係行政機関又は千葉県職員の職員 1人
- (4) 公募の市民 3人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査するため、必要があるときは、前条の委員とは別に審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、市長が任命する。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に専門の事項を調査するため、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を各1人置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故のあるときは、副部会長がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(会議の運営等)

第9条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市計画を主管する課において行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日条例第14号)

この条例は、平成19年5月6日から施行する。

附 則 (平成23年7月8日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年9月25日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の公布の日から施行の前日までの間に、この条例による改正後の流山市都市計画審議会条例に基づいた審議会の委員の選定に係る手続を行う必要があると市長が認めるときは、当該手続を行うことができる。